

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則
(建築宅地課)

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
(税 務 課)

○救急医療機関の認定
(医療政策課)

○保安林の指定施業要件の変更の予定
(森林整備課)

規 則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六項」を「第十七項」に改める。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改める。

様式第二号及び様式第四号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百十号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十九年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称

代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日

株式会社増井商店

代表取締役 大崎市岩出山上野目字中田百十 平成二十九年五月三十一日

増井 ひろ子 三番地一

○宮城県告示第六百一十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
光ヶ丘スベルマン病院	仙台市宮城野区東仙台六丁目七番一号	平成二十九年七月一日	平成三十二年六月三十日

○宮城県告示第六百一十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字白金森一の一、一の三から一の六まで、一の八から一の一三まで、一の二六、一の二七、一の二九から一の四二まで、二の一、四、五の二、六の二、八、一の二四・一の二五・一の二八・五の一・六の一・七(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、字瀧沢山一六、一七、二〇から二四まで、三五、三七、四〇、四一、四八、四九、五四、五五、六一、六五、六八、六九、七九、八二、八四、字三平一八の一から一八の三まで、一八の七から一八の一四まで、一九の一、一九の二、一九の三(次の図に示す部分に限る。)、字石母衣一の一、二の一、九の一、九の二、一〇、一二から一五まで、一六の二、一七、一八、二二、二四、二七、二八、字早坂山一九の一、二〇、二二の一、鹿島台広長字石川原四番甲二〇から二四まで、三八、四三、四九、五〇の三、

六一、六四、鹿島台平渡字鷹待嶽二、三の一八から三の二一まで、三の二三から三の二五まで、五の九から五の一二まで、五の一四から五の一七まで、五の一九から五の二一まで、鹿島台木間塚字南沢一八の六から一八の二三まで、二三の一、二三の二、二七、三〇の一から三〇の五まで、三〇の七、三〇の八、三一の二、三一の三、三一の七、三二の一、三三、三五、三六、三一の六・三二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕